

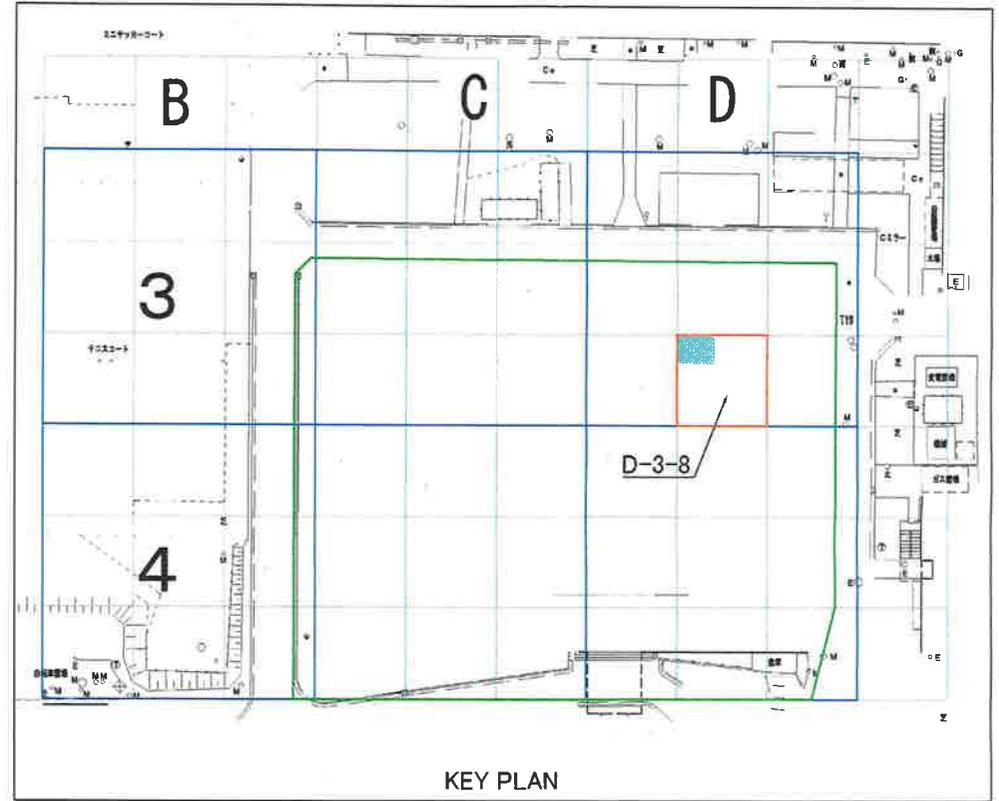
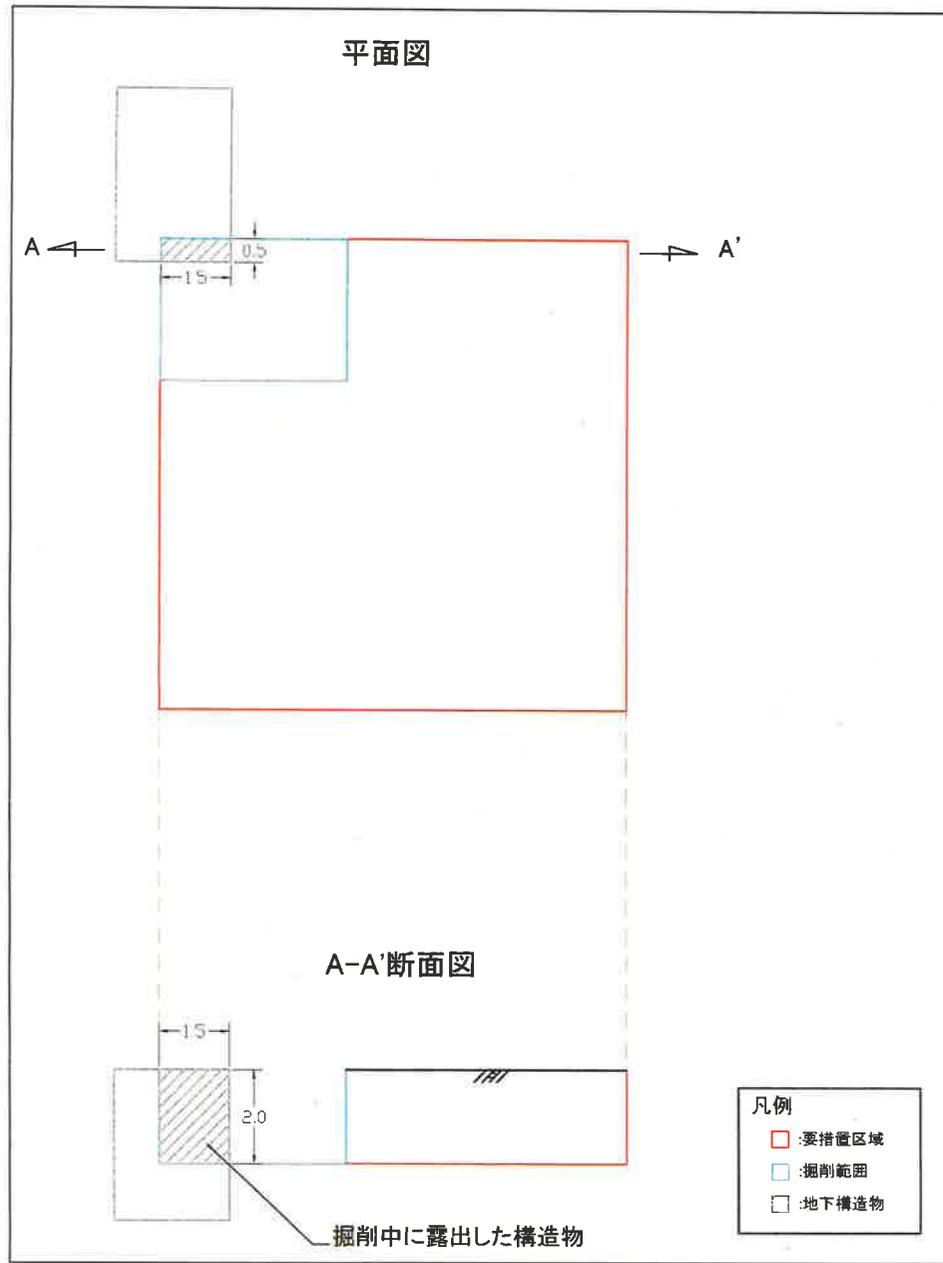
要措置区域台帳

町田市

整理番号	整-24-1	指定年月日・指定番号	2012年12月28日・要-1	所在地	町田市旭町三丁目611番の一部	
調製・訂正年月日	2012年12月28日、2013年3月6日					
要措置区域の概況	事業場敷地				面積	100m ²
地下水汚染の有無(土壌溶出量基準不適合の場合)				有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあつては、その旨						
試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
要措置区域内の 土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	2012年12月26日	ふっ素及びその化合物		含有量基準・ <input checked="" type="radio"/> 溶出量基準・第二溶出量基準		(株)環境管理センター
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変 更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出
	2013年2月2日	2013年2月2日	汚染土壌の掘削除去 (指示措置等として行われる土地の形質の変更)		電気化学工業株式 会社	<input checked="" type="radio"/> 有・無
						有・無
						有・無
						有・無
					汚染土壌の処理方法	浄化等処理施設・分別 等処理施設にて処理

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。



[環境保全対策]

- ・ 土壌の飛散防止又は汚染処理の区域外への拡散を防止するための敷地周辺の仮囲い、運搬時のシート養生を行った。

図 2-1 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面

3-1. 措置方法

別紙 1 の特定有害物質による汚染状況および今後の土地の利用計画に基づき、措置方法および対策範囲を決定した。表 3-1 に措置の種類、表 3-2 に対策範囲の考え方を示す。

表 3-1 措置の種類

措置方法	汚染土壌の除去（基準不適合土壌の掘削除去）
------	-----------------------

表 3-2 対策範囲の考え方

平面範囲	・措置区域に指定された単位区画（10m×10m 区画）のうち、絞り込み調査により絞り込んだ区画（3m×4m 区画）
深度方向	・汚染が確認された深度から連続する 2 以上の深度で汚染が認められなかった最初の深度まで

3-2. 対策の概要

1) 工事概要

- ・工事名称：電気化学工業株式会社 中央研究所第一本館建築工事に伴う土壌汚染対策工事
- ・工事目的：上記事業に先立ち、要措置区域において掘削除去による形質の変更を行った。そこで、基準不適合土壌を適正に処分し、汚染の拡散防止措置を行った。
- ・措置内容：全量掘削除去
- ・企業者：電気化学工業株式会社
- ・施工者：鹿島建設株式会社 東京建築支店
- ・施工場所：東京都町田市旭町三丁目 611 番（地番表示）
- ・施工期間：平成 25 年 2 月 2 日～平成 25 年 2 月 2 日

3-3. 汚染土壌搬出先

搬出先：株式会社ジー・イーテクノス 横浜事業所

神奈川県横浜市神奈川区恵比須町 8

処理方法：分別等処理

3-4. 形質変更の流れ

施工フローを図 3-1 に示す。



図 3-1 全体フロー図

3-5. 対策数量

本対策工事では、汚染土壌を全量掘削除去することから、掘削により発生した土壌は、全量を汚染土壌として取り扱い、適正に搬出处分した。

なお、GL-2.0m 以深まで構造物が存在していたため、区画内の建物範囲外にて、土壌の存在する範囲の掘削除去を行った。表 3-3 に対策数量を示す。

表 3-3 対策数量表

区画名	計画数量				実施数量			
	対策面積 (m^2)	掘削深度 (m)	対策土量 (m^3)	搬出土量 (m^3)	対策面積 (m^2)	掘削深度 (m)	対策土量 (m^3)	搬出土量 (m^3)
D-3-8	12.00	2.0	24.00	24.00	11.25	2.01	22.61	22.61
計	12.00	—	24.00	24.00	11.25	—	22.61	22.61

3-6. 対策概要

対策範囲において汚染土壌を所定の深度まで掘削した後、場外の汚染土壌処理施設へ搬出し適正に処理を行った。掘削深度については、レーザーレベル等の測量機器を用いて管理した。

掘削完了後、掘削底面の土壌分析を行い、基準適合土壌であることを確認した。

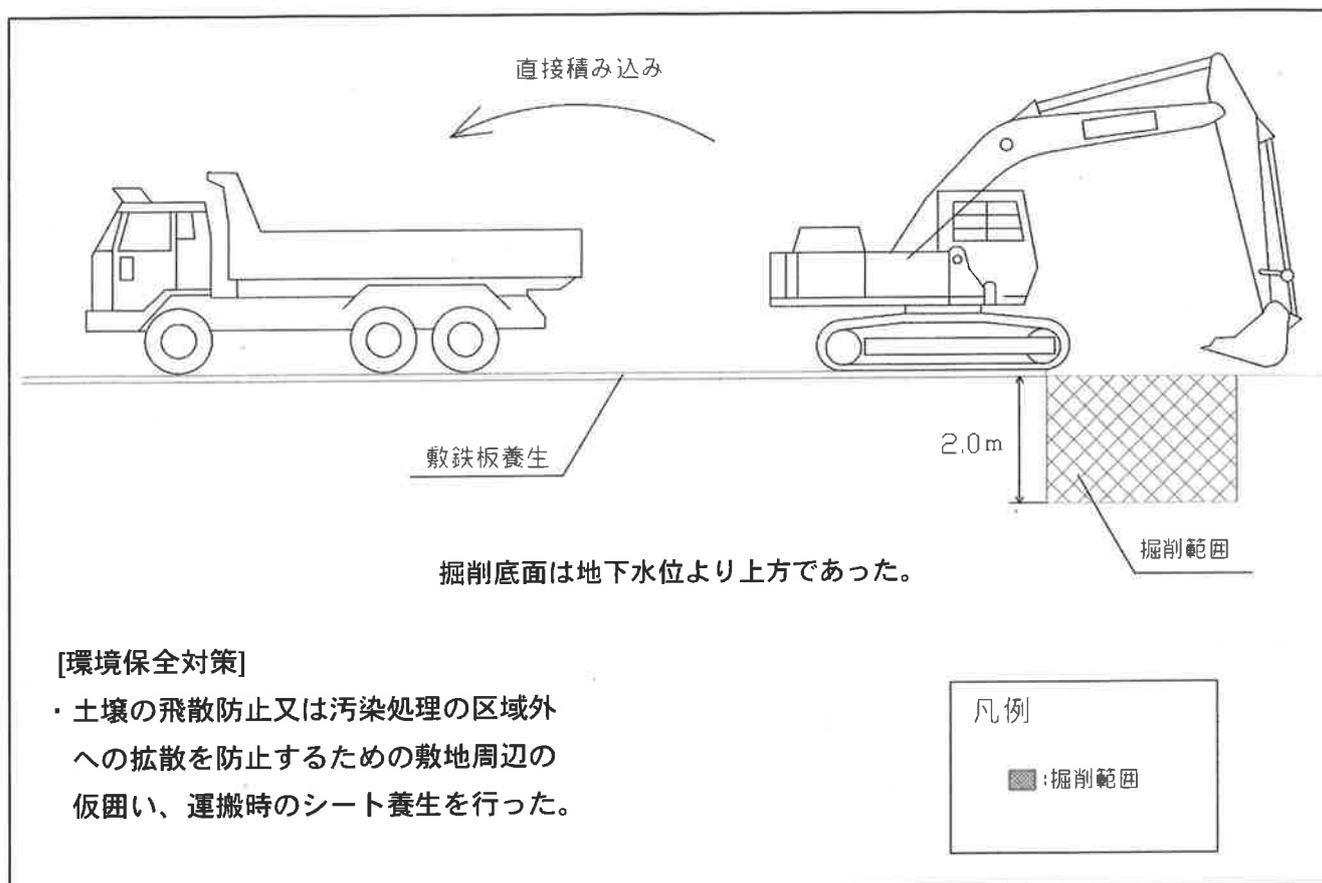


図 3-2 施工状況概念図